（航空運送事業脱炭素化推進計画の記載事項）

第二百三十五条の四の二十一　法第百三十一条の二の八第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第百三十一条の二の八第二項第二号の措置の実施時期

二　法第百三十一条の二の八第二項第二号の措置の実施体制

三　法第百三十一条の二の八第二項第二号の措置の実施に必要な資金の確保に関する事項

四　当該航空運送事業脱炭素化推進計画に係る本邦航空運送事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量に関する事項

五　法第百三十一条の二の八第二項第二号の措置の実施に関し講ずる航空の安全の確保のための措置に関する事項

六　二以上の本邦航空運送業者が共同で航空運送事業脱炭素化推進計画を作成する場合には、それぞれの本邦航空運送事業者が実施する措置に関する事項

（航空運送事業脱炭素化推進計画の変更）

第二百三十五条の四の二十二　法第百三十一条の二の八第四項の規定により航空運送事業脱炭素化推進計画の変更の認定を申請しようとする者は、航空運送事業脱炭素化推進計画変更認定申請書（第二十九号の六様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　第二百三十五条の四の二十第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～三十六　（略）

三十七　特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限

イ～テ　（略）

ア　法第百三十一条の二の八第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定

サ　法第百三十一条の二の十二の規定による取消し

三十七の二～六十五　（略）

2　（略）

第29号の５様式（第235条の４の20関係）（日本産業規格Ａ４）

航空運送事業脱炭素化推進計画認定申請書

国土交通大臣　　殿

年　　月　　日

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

下記の航空運送事業脱炭素化推進計画の認定を受けたいので、航空法（昭和27年法律第231号）第131条の２の８第１項の規定により、申請します。

記

１　航空運送事業の脱炭素化の目標

２　目標を達成するために行う非化石燃料の使用その他の措置の内容

（新設）

（新設）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～三十六　（略）

三十七　特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に係る次の権限

イ～テ　（略）

（新設）

（新設）

三十七の二～六十五　（略）

2　（略）

（新設）